

令和4年11月22日

神奈川県環境農政局総務室長 三浦 昌弘 殿

神奈川県環境農政局公共事業評価委員会
委員長 小池 治

神奈川県環境農政局所管公共事業の対応方針（案）について（意見）

令和4年11月1日付け環総第1694号により送付された標記について、当委員会において検討した結果、次のとおり意見を具申します。

【意見】

再評価対象の公共事業については、概ね対応方針（案）のとおりとすることを相当とするが、以下のとおり意見を取りまとめたので、今後の公共事業の実施にあたり留意されたい。

1. 総論的意見

農林水産業は、農林水産物の供給以外にも、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的な機能を有している。こうした農林水産業の多面的機能の持続的な発揮を図ることは、陸域や海洋の持続可能な利用を掲げるSDGs（持続可能な開発目標）の観点からも、今後ますます重要になる。したがって、環境農政局においては、公共事業を実施するに当たって経費の削減や自然環境の保全に十分に配慮するとともに、公共事業の成果を客観的かつ定量的に測定し、そのデータを積極的に開示して県民の理解を深め、豊かな地域社会の形成に不断に取り組むことを望む。

また、気候変動の影響が強く懸念されることから、公共事業の実施に当たっては、従来の災害想定や工法を適宜見直し、生物多様性に十分配慮しつつ、公共インフラの一層の強靱化に取り組むことを望む。

2. 各論的意見

(1) 再評価対象事業

ア 農村振興総合整備事業（早川春日原地区）

本事業は、老朽化し用水量が不足しているポンプ施設と一部未舗装の農道を一体的に整備することにより、農業生産性の向上や営農条件の改善を図ることを目的とする。また、副次的効果として、改修した農道を地域住民散策路として活用することにより、やすらぎの場としての機能が期待されるとしている。

事業の進捗状況は、令和4年度末（見込み）時点で、事業量ベースで4%、事業費ベースで19%であり、令和6年度における事業完了は困難な状況となっている。事業遅

延の原因は、農道の流末排水先である綾瀬市下水道課が所管する雨水排水管への接続についての調整が整わず、事業が遅延したためである。すでにポンプ施設の整備は終了しており、農道整備についても綾瀬市との協議が終了し、事業継続の見込みが立っていることから、令和11年度までの本事業の継続（期間延長）を可とするが、今後とも事業工期の短縮に努め、事業効果の早期発現を図ることを望む。

（当該事業を継続するにあたり、引き続き留意すること）

農道整備の副次的効果として、住民散策路としての活用を挙げているが、農道は市道であり、一般車両が多く通行するようになれば、散策路としての活用は難しくなる。整備後も、歩行者の安全が確保されるよう綾瀬市に働きかけることを望む。

イ 農業用施設防災対策事業（大城地区）

本事業は、老朽化の進行による漏水や地盤崩落の危険性がある素掘りのトンネル水路を改修し、上部の家屋等の損壊を防止するとともに、水路の通水能力を復元して用水量や取水位を確保し、農業経営の安定を図ることを目的とする。令和4年度までの事業の進捗状況（見込み）は、事業量ベースで77%、事業費ベースで74%である。令和7年度の事業完了に向けて計画通り事業が進捗しており、整備済み区間の事業効果の発現状況は良好であることから、本事業の継続を可とする。

（当該事業を継続するにあたり、引き続き留意すること）

水田は、生物多様性の保全や環境教育の促進など、重要な役割を担っている。事業対象地域にはメダカ等の貴重な生物が生息していることから、今後も希少種の生息環境の維持保全等に取り組むことを望む。

ウ 緊急予防治山事業（関根川）

本事業は、豪雨に伴う山腹崩壊や溪岸の侵食等により、斜面下の市道や畑へ土砂流出が発生している関根川上流域の土砂流出防備保安林について、保安林の機能を高度に発揮させ、土砂の流出を抑制することを目的に、平成29年度から緊急予防治山事業として実施しているものである。本事業は当初3年を計画期間としていたが、崩壊への対応のため令和元年6月に全体計画を変更し、事業期間を令和3年度までの5年間に延長した。しかし、令和元年9月以降の度重なる台風により施工中に山腹崩壊が起り、立木土砂撤去等に多くの時間がかかったことから、令和4年2月に事業期間を令和6年度までの8年間に延長する全体計画の変更を行った。令和3年度までの5年間の事業の進捗状況は42%であり、今後は谷止工3基、ボーリング暗渠工2基、土留工1基の工事を計画している。ただし、令和2年度に実施した地質調査の結果を踏

まえ、溪流全体の工種工法を再検討し、令和4年度中に3回目の全体計画の変更を行うとしている。

本事業の対象地の下流部には人家等の保全対象施設が存在していることから、本事業の継続を可とするが、自然災害の激甚化に備え、災害を予防するための工法を適宜見直し、公共インフラのいっそうの強靱化に取り組むことを望む。

(当該事業を継続するにあたり、引き続き留意すること)

土砂流出防備保安林の機能を発揮させるためには、森林の植生回復が不可欠になることから、治山施設の整備に際しては自然植生の回復にも十分に配慮した計画を立てることを望む。